

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員被服貸与規程

平成4年4月1日訓令第2号

改正 令和2年3月30日訓令第3号

紫波郡環境施設組合職員被服貸与規程（昭和48年紫波郡環境施設組合訓令第2号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、職員に対する労働安全衛生上又は業務遂行上必要な被服（以下「被服等」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与内容）

第2条 貸与する被服等の種類、員数及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、勤務の状態その他事情を考慮し、被服等を貸与しない又は貸与期間を伸縮することができる。

（貸与手続）

第3条 事務局長は、職員のうち被服等の貸与を必要と認める者について、被服等貸与申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の被服等貸与申請書の提出があったときは、被服等を貸与する職員並びに貸与する被服等の種類及び員数を確認し、貸与する。

3 事務局長は、被服等貸与票（様式第2号）を備えなければならない。

（取扱い）

第4条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって貸与被服等を取り扱わなければならない。

（損害賠償）

第5条 被貸与者が故意又は重大な過失により貸与被服等を毀損又は滅失したときは、その損害を弁償させることができる。

（返納）

第6条 被貸与者は、貸与を必要としない理由が生じたときは、直ちに貸与被服等を事務局長の検査を経て返納しなければならない。ただし、第2条第2項の規定により貸与期間が伸縮した場合にあっては、この限りではない。

（払下げ）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与被服等を被貸与者又は遺族に対し無償にて払下げすることができる。

- （1） 貸与期間が満了したとき。
- （2） 被貸与者が退職又は死亡したとき。
- （3） 管理者が被服等の返納を不要と認めたとき。

（補則）

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓令第3号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

被服等の種類	員数	貸与期間(年)
作業衣	1	1
夏用作業衣	1	1
防寒服	1	2
雨衣	1	2
作業靴	1	2
ヘルメット	1	2

様式第1号 (第3条関係)

被服等貸与申請書

次のとおり被服を貸与する必要があるので、盛岡・紫波地区環境施設組合職員被服貸与規程第3条第1項の規定により申請します。

年 月 日

事務局長

印

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長

様

[illegible]

様式第2号（第3条関係）

被服等貸与票

[illegible]